

沿岸域のパートナーシップ活動における海洋教育の役割に関する研究
 - 東京湾のアマモ再生事業を事例として -
 Study on Roles of Ocean Education in Partnership Activities in Coastal Area
 -Case of Eelgrass Bed Restoration in Tokyo Bay-

太田絵里*

OTA Eri*

*海洋政策研究財団

[要約] 本研究は、アマモ場再生の活動を具体例として、沿岸域における問題解決のためのパートナーシップ活動において海洋教育が果たす役割を考察したものである。考察にあたり、1) パートナーシップおよび教育に関する専門書や報告書を用いた文献レビューによる理論整理; 2) 関連施策の内容分析; 3) 「金沢八景 - 東京湾アマモ場再生会議」の活動参加による関連文献のレビュー、関係者へのインフォーマルインタビュー、現場観察を行った。その結果、アマモ場再生の活動は、海洋教育のための場を提供することにより、知識・態度・参加等の海洋教育の目的達成のための一助として機能しており、また、グループによる活動の参加は、パートナーシップ活動において労力の提供と共に、海洋環境保全のための協力者の増加実現等の役割を果たしていると考えられた。

[キーワード] 海洋基本法, 海洋教育, パートナーシップ, アマモ場再生

1. はじめに

日本の海岸線の長さは、総延長約 35,000km に及び、世界第 6 位の海岸線の長さを持つ¹⁾。また、国内の人口の約 46%は海に面する市町村、すなわち沿岸域に居住しており²⁾、様々な文化・歴史・経済活動が育まれている。同時に、わが国の沿岸域では、1960 年代より経済活動に伴う環境悪化が懸念されてきた。環境悪化の具体例として、アマモ場の減少が挙げられる。海草の一種であるアマモは、北海道から沖縄まで全国に分布し、海洋生態系における生物多様性の保全において重要な役割を担っているが、1960 年代の沿岸域環境の急激な変化により、その分布域が激減している。アマモ場の減少の原因は、沿岸域の埋め立て、護岸工事、水質汚濁等の様々な人間活動によるものである。アマモ場の減少を含め、沿岸域における様々な社会の主体が関わり合う複雑な問題を解決するための取組みとして、パートナーシップが注目されている。パートナーシップは、環境保全活動・環境教育推進法

の第 21 条において、「社会の異なる構成主体が対等な立場で協働事業に取り組むことで新たな社会の枠組みを構築すること」と記されており、社会の構成主体の積極的な参加が不可欠であるとされる。環境問題の解決に向けたあらゆる活動に積極的に関わるべく社会の構成主体の参加は、環境教育の目標の一つとして広く認識されている。このため、パートナーシップと環境教育は、沿岸域の問題解決のための取組において、深い関連性があると考えられる。

2. 研究目的および方法

本稿では、上記のような視点に基づき、アマモ場再生の活動を具体例として、沿岸域の問題解決のための取組において環境教育が果たす役割を考察することを目的とする。これにより、パートナーシップ活動の中で、どのように環境教育が位置づけられていたのか、また、環境教育はどのような方法でパートナーシップ活動に影響を及ぼしたのか、さらに、

パートナーシップ活動は、環境教育の実践においてどのように機能していたのか、といった問いについて理解が深まると考えられる。

ところで、2007年の海洋基本法の制定等に伴い、海洋をテーマとした教育が「海洋教育」と呼称されるようになってきている。海洋政策研究財団によれば、海洋教育は、「(前略)海洋と人間の関係についての国民の理解を深めるとともに、海洋環境の保全を図りつつ国際的な理解に立った平和的かつ持続可能な海洋の開発と利用を可能にする知識、技能、思考力、判断力、表現力を有する人材の育成を目指すものである。この目的を達成するために、海洋教育は海に親しみ、海を知り、海を守り、海を利用する学習を推進する。」と定義されている。³⁾ 海洋教育は、テーマを海洋に特定した教育であるのに対しその活動の目的は安全保障や海上輸送の確保等も含まれ、海洋の保全や持続可能な利用に限定されない。一方で、環境教育は、森林保全や地球温暖化、廃棄物問題、汚染問題等、さまざまな環境問題を取り扱い、環境の保全活動の推進を目的とするものである。従って、海洋教育は、テーマを特定した環境教育であると言い切ることにはできない。しかしながら、海洋教育、環境教育の双方が自然と人との持続可能な共生という大枠の目的を共有していることから、海洋教育および環境教育は、その目的に多くの共通点があるものと想定される。このため本研究では、海洋をテーマとした環境教育を「海洋教育」と呼称し、環境教育の基本理念を用いて論ずることとする。

本研究の目的にアプローチするため、まず、パートナーシップと海洋教育の関連性についての理論を構築する(3-1)。その後、海洋教育、環境教育、パートナーシップに関わる施策のレビューを行い、沿岸域の問題解決のための教育と主体間連携の必要性を政策的観点から確認する(3-2)。その上で、アマモ場再生の活動を具体例として、パートナーシップ

と海洋教育の関連性について考察する(3-3)。

パートナーシップと海洋教育の関連性についての理論(3-1)については、パートナーシップおよび環境教育に関する専門書や報告書を用い、文献レビューにより理論を整理した。施策のレビュー(3-2)に関しては、関連した施策の条文の関連部分を抜粋し、内容を分析した。アマモ場再生の事例(3-3)については、「金沢八景 - 東京湾アマモ場再生会議」の活動に参加し、関連文献のレビュー、関係者へのインフォーマルなインタビュー、現場観察を行い、情報収集および考察を行った。

3. 結果と考察

3-1. パートナーシップと海洋教育の関連性

パートナーシップと海洋教育の関連性についての理論は、以下のように整理される。

まず、社会の異なる主体の積極的な参加を前提とするパートナーシップ活動では、意思決定、政策の選択、実施方法の検討等において、知識および市民の能力向上が必要だとして、環境教育の役割が重要視されている。例えば、フォーブス(1987)、ドレベンゼック(2005)は、地域社会での環境教育は市民の積極的な参加を促すとして持続可能な社会形成のために重要な役割を担っていると述べている⁴⁾。

次に、ベオグラード憲章で掲げられた環境教育の目標達成のための目的は関心、知識、態度、技術、評価能力、参加の6段階があるとされるが⁵⁾、この6段階を鑑み、環境教育は、大きく3つの領域に分けることができる(Palmer 1998)⁶⁾。1つ目の領域は、人間とそれらの「環境」に関する知識を身につけるための自然および社会のしくみについての知識の習得および環境問題に関する原因と結果の事実的な認識といった、環境に関する学習をめざす「環境に関する教育」であり、6段階の「認識」および「知識」がこれにあたる。2つ目の領域は、環境に対する関心を高め、自然に対する価値観を育むための態度を身に

つけることを目的とし、自然の中での体験型の環境教育が中心となる「環境の中での教育」であり、6段階の目的では「態度」にあたる。3つめの領域は、個人の環境配慮行動から究極的には社会変革のための行動を促し、持続可能な環境配慮型社会への積極的な参加を促すものであるとされる「環境のための教育」であり、6段階の後半3段階の「技能」「評価能力」「参加」が含まれる。

また、パートナーシップ活動における教育の役割に関して、2005年から二年間海洋政策研究財団により実施された「市民参加による沿岸管理手法に関する調査研究」では、環境学習などの普及啓発により市民の関心と参加が促進された⁷⁾と記されており、社会の主体間のパートナーシップ活動における海洋教育の重要性が示されていると言える。

上記のパートナーシップおよび環境教育・環境教育に関する理論等のレビューから、海洋教育は、パートナーシップ活動において知識・意識の向上、態度の育成および積極的な行動等を助長する役割を果たしており、環境教育の目的の一つである参加は、意識を行動に移すための場が必要となり、パートナーシップ活動の場がそれとなっている。このように、パートナーシップおよび海洋教育は相互に相乗効果があると考えられる。

3-2. 施策のレビュー

海洋教育、環境教育、パートナーシップに関わる施策は以下のように記されている。

(1) 海洋教育に関連した記述：海洋基本法

第28条（海洋に関する国民の理解の増進）
国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育および社会教育における海洋に関する教育の推進（中略）等のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 環境教育に関連した記述：環境基本法

第25条（環境の保全に関する教育、学習等）
国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実

により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(3) パートナーシップに関連した記述

海洋基本法

第12条（関係者相互の連携及び協力）

国、地方公共団体、海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行う団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
環境保全活動・環境教育推進法：（基本理念）
第3条（前略）地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るよう努める（後略）。

加えて、本法律では、協力：関係者の協力の重要性と共に、それぞれの主体に対する期待を明記している。

上記の施策のレビューからは、海洋政策および環境政策の双方において、パートナーシップと教育が法律の中に位置づけられ、海洋教育の重要性と共に、主体間の協力の必要性が述べられている。

3-3. アマモ場再生の事例

金沢八景 - 東京湾におけるアマモ場の再生は、2000年に起こった東京湾の赤潮被害に対応するため、専門家たち集まり、その活動が開始された。2003年には市民、企業、大学・研究機関、行政の共同による「金沢八景 - 東京湾アマモ場再生会議」が設立された⁸⁾。活動には、市民団体、小学校、高等学校、大学、研究機関、企業、漁業組合、中央政府、自治体等多くの主体が参加している。アマモ場再生には、花枝の採取、種の選別、苗の育成、種まき、移植と一年を通して多くの作業・労力を必要とする。本活動と関連した海洋教育としては、環境学習会、和船体験乗船等が行われている。また、アマモ場再生のための諸活動実施の事前段階で、小学校において専門家

による出前講座が行われる場合もある。イベントは、近隣の小中高校に開催が周知される。また、児童の参加者にはスタンプカードが配布され、継続的な参加を奨励する努力が行われている。小学生以下の子供の参加は、必然的に子供たちの親も参加することとなり、家族単位での参加となる。これらのアマモ再生の活動 10 年継続して実施されており、現在では、イベントごとに約 100 名が参加している (写真 1)。



写真 1 : アマモ場での花枝採取活動の様子

活動への参加趣旨は参加主体により様々であるが、主体ごとに次のようにまとめることができる。まず、地元企業は、場、機材、技術、労力等を提供し活動に貢献することで、CSR、企業イメージ向上等が図られている。次に、大学、研究機関は最新の知見と労力を提供し、研究活動のデータ等の収集を可能としている。市民、小学生とその親、高校生等は、労力、資金を提供し、アマモ場再生活動への参加により認識、知識、態度、技能、参加といった環境教育の活動趣旨が達成されている。中央政府および自治体は、アマモ再生の場を提供し、まちづくりに関する計画を実現している。

上記のようなアマモ場再生の活動から、パートナーシップと海洋教育の関連性を以下のように総括する。パートナーシップにおける海洋教育の役割については、学生が団体で参加し、小学生の親も活動に参加することから、

海洋教育の実施がパートナーシップ活動の実現において大きな労力となるとともに、海洋保護のための協力者の増加にも貢献していると考えられる。海洋教育の目標の達成については、アマモ場再生活動において、「環境についての教育」が学習会等において実施され、「環境の中での教育」が海岸における現場での活動で実施された。また、「環境のための教育」は、実際にアマモ場が再生される諸活動の中で、実現することが可能であった。また、本活動が継続的に実施されていることで将来世代の環境配慮型の価値観、海を守ろうという態度を育む一助となっており、認識、知識、態度、技能、参加といった環境教育の目標の多くが達成されていると思われる。

参考文献・引用文献

- 1) 国土交通省
<<http://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/kaigandukuri/sugata01.html>>
2011. 1. 14 閲覧
- 2) 土木学会 (2009) 『土木学会地球温暖化対策特別委員会報告書：地球温暖化に挑む』 18 頁.
- 3) 海洋政策研究財団 (2008) 『小学校における海洋教育の普及推進に関する提言』
- 4) Jean Forbes (1987), "Environmental Education - Implications for Public Policy," *The Environmentalist*, 7. no. 2, , 131.
- 5) Mojca Drevensek (2005), "Negotiation as the Driving Force of Environmental Citizenship" in *Citizenship, Environment, Economy*, eds. Andrew Dobson and Ángel Valencia Sáiz, (New York: Routledge), 72.
- 6) UNESCO (1976), *The Belgrade Charter, A Global Framework for Environmental Education*, [on-line], available from <http://portal.unesco.org/education/en/files/33037/10935069533The_Belgrade_Charter.pdf/The%2BBelgrade%2BCharter.pdf>; Internet, (accessed 30 Oct 2005)
- 7) Joy A. Palmer, ed. (1998), *Environmental Education in the 21st Century: Theory, Practice, Progress and Promise*, (New York: Routledge)
- 8) 海洋政策研究財団 (2006) 『市民参加による沿岸域管理手法に関する調査研究』 64 頁
- 9) 金沢八景 - 東京湾アマモ場再生会議
<<http://www.amamo.org/>> 2011. 1. 14 閲覧